労働保険・社会保険等の適用要件・適用除外要件等について

別添

一般社団法人　全国警備業協会

※　法人事業所の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業主 | | 労働者 | |
| 加入要件 | 料率 | 加入要件 | 料率 |
| 労災保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 0.7% |  | ※全額事業主負担 |
| 雇用保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 0.7% | ○　次の(ｱ)(ｲ)(ｳ)のすべてに該当する者  (ｱ) １週間の所定労働時間が20時間以上  (ｲ) 31日以上、引き続き雇用されることが見込まれる  具体的には、以下のいずれかに該当するとき  ・期間の定めがない雇用契約の場合  ・雇用契約期間が31日以上である場合  ・雇用契約期間が31日未満でも契約更新規定がある場合  ・雇用契約期間が31日未満でも過去のパターンから考えて、31日以上働くことが見込まれたとき  (ｳ) 平成28年12月31日まで  ・雇用時65歳未満の者、ただし64歳以上の者は徴収免除  平成29年１月１日以降  ・雇用時65歳以上の者も適用、ただし64歳以上の者は徴収免除（平成32年３月31日まで） | 0.4% |
| 健康保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 都道府県により異なる  ※健保協会・東京都の場合  4.98％ | 平成28年９月30日まで  ア　75歳未満の者  イ　臨時的な雇用でない者  具体的には、次の(ｱ)～(ｴ)のいずれにも該当しない者  (ｱ) 日々雇い入れられる者  (ｲ) 臨時に使用される者で、２か月以内の期間を定めて使用される者  (ｳ) 季節的業務（４か月以内）に使用される者  (ｴ) 臨時的事業の事業所(６か月以内)に使用される者  ウ　１日又は１週の所定労働時間及び１月の所定労働日数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね４分の３以上である者  平成28年10月１日以降  ○　上記ウに加え  １週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の１週間の所定労働時間の４分の３未満である短時間労働者又はその１月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の１月間の所定労働日数の４分の３未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の①～⑤のいずれにも該当する者  ①　週の所定労働時間が20時間以上  ②　月額賃金88,000円以上  ③　勤務期間が１年以上を見込まれる  ④　学生ではないこと  ⑤　従業員数が501人以上の企業の従業員(平成31年９月30日までの時限措置) | 都道府県により異なる  ※健保協会・東京都の場合  4.98％ |
| 介護保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 0.79％ | ○　上記健康保険の適用者で40歳以上65歳未満の者 | 0.79％ |
| 年金保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 9.091％ | ○　上記健康保険の適用者で70歳未満の者 | 9.091％ |
| こども子育て拠出金 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 0.2％ |  | ※全額事業主負担 |

※　個人事業所の場合

労災保険・雇用保険以外は加入義務なし（警備業の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業主 | | 労働者 | |
| 加入要件 | 料率 | 加入要件 | 料率 |
| 労災保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 0.7% |  | ※全額事業主負担 |
| 雇用保険 | 労働者を雇用するすべての事業主 | 0.7% | ○法人事業所の場合に同じ | 0.4% |

労働保険・社会保険等の適用要件・適用除外要件等について（解説）

一般社団法人　全国警備業協会

１　労災保険

労災保険は、正式名称を「労働者災害補償保険」といいます。つまり、労働者が被災した場合に補償をする保険ですから、その適用を受け保険給付を受給するためには、「労働者」であることが条件になります。また、通常、「保険」と言うと、その加入者は被保険者のことを指しますが、労災保険の加入者は事業主であり、その事業所で働く労働者ではありません。そして、労災保険には「被保険者」という概念はありません。

(1) 適用事業所等

①　適用事業所

労働者を１人でも使用している場合、法人事業所だけでなく個人事業所も適用事業所となり、事業所が加入し保険料を納付します。労働者ひとりひとりは保険料を納付しません。なお、適用事業とされない事業もありますが、警備業は除外されません。

②　適用の範囲

労働基準法上の労働者（事業に使用される人で賃金を支払われる人）であれば、アルバイト、パートであっても適用されます。なお、代表権、業務執行権を有する役員は適用されません。ただし、法人の取締役等であっても、代表者の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を受ける場合はその部分のみ適用となります。

(2) 保険料

①　労災保険率

事業の種類ごと、３年ごとに労災保険率が定められていて、平成29年３月31日までの警備業の保険率は７/1000（0.7％）です。なお、労災保険率は、一定規模以上の個々の事業における災害率に応じて、原則として上下40％の範囲内で労災保険率が増減されるメリット制があります。

②　保険料額

毎年４月１日から翌年３月31日まで（保険年度）の１年間を単位として計算されることになっています。対象となる労働者の賃金総額に労災保険率をかけて計算します。（全額事業主負担）

③　保険料の納付

保険料は、雇用保険料とともに保険年度の当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで清算することになっています。この手続きを年度更新といい、毎年６月１日から７月10日までに行わなければなりません。

☆　労災保険の適用要件（警備業の場合）

労働者は

いるか？

事業所は

法人か？

適用

ＹＥＳ

ＹＥＳ

ＮＯ

ＮＯ

適用除外

労働者は

いるか？

適用

ＹＥＳ

ＮＯ

適用除外

２　雇用保険

雇用保険は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

(1) 適用事業所等

①　適用事業所

労災保険と同様に労働者を１人でも雇用する場合、法人事業所だけでなく個人事業所も、適用事業所となり、事業主は、雇用保険料の納付の義務を負うこととなります。

なお個人の事業所の場合、適用事業とされない事業もありますが、警備業は除外されません。

②　適用の範囲

適用事業所に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。

ただし、次のア～ウのいずれかに該当する労働者は除外されます。

ア　１週間の所定労働時間が20時間未満の者

イ　継続して31日以上雇用されることが見込まれない者

具体的には、以下の①～④のいずれにも該当しないとき

①　期間の定めがない雇用契約の場合

②　雇用契約期間が31日以上である場合

③　雇用契約期間が31日未満でも契約更新規定がある場合

④　雇用契約期間が31日未満でも過去のパターンから考えて、31日以上働くことが見込まれたとき

ウ　平成28年12月31日までは雇用時65歳以上の者、平成29年１月１日以降は年齢による除外要件は廃止されます。ただし、４月１日に64歳以上の者は保険料の徴収は免除されます。なお、免除は平成32年３月31日までの予定です。

(2) 保険料

雇用保険料の支払い者は、事業主と労働者の両者です。

①　保険率

労働者負担分保険率は４/1000（0.4％）、事業主負担分保険率は７/1000（0.7％）、したがって合計保険率は11/1000（1.1％）です。

②　保険料額

労災保険と同様に毎年４月１日から翌年３月31日まで（保険年度）の１年間を単位として計算されることになっています。賃金総額に上記合計保険率をかけて雇用保険料額を算出します。

③　保険料の納付

保険料は、労災保険料とともに保険年度の当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したところで清算することになっています。この手続きを年度更新といい、毎年６月１日から７月10日までに行わなければなりません。

なお、労働者負担分保険料は、毎月の賃金計算時に労働者負担分保険料を（賃金額×労働者負担分保険率）で算出し、源泉控除するのが通常です。

(3) 事例

①　土日祝日のみ９時から18時まで勤務（休憩１時間・実働８時間）の大学生アルバイト警備員の場合

原則として臨時内職的な就労と解されますので、卒業見込証明書を有し、卒業後も引き続いて現在働いている事業所に勤務する者でない限り、被保険者とはなりません。

②　他の事業所（Ａ）に雇用されている労働者を週３日、各日８時間労働の条件で雇用契約期限なしで雇用した場合

Ａ事業所での収入がその労働者の生計を維持するのに必要な主たるものである場合は、１週間の労働時間が20時間を超えても、Ａ事業所において被保険者となり、従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません（二重の資格取得はできません）。

③　１日８時間労働、１週間に４日勤務で３カ月の試用期間後に本採用するとして雇用した場合

本採用決定前の試用期間中であっても、適用要件を満たしているので被保険者となり、仮採用日から保険料が発生します。

④　30日間のイベント期間中の警備業務のためのみに採用した警備員

一見すると雇用期間が31日未満で雇用保険の適用除外に見えますが、警備員の場合は原則として新任教育が必要となりますので、新任教育の期間と警備業務に従事する期間の合計が30日を超える場合は、雇用保険に加入しなければなりません。

例えば、７月１日から７月30日のイベントのために７月30日までの期限付き雇用契約を結び、６月27日から６月30日まで新任教育、７月１日から７月30日まで日曜祝日を除く25日間警備業務に従事した場合、労働日数は教育も含めて29日ですが、雇用契約期間が６月27日から７月30日までの34日間となるので雇用保険に加入する必要があります。

☆　雇用保険の適用要件（警備業の場合）

労働者は

いるか？

事業所は

法人か？

ＹＥＳ

ＹＥＳ

ＮＯ

ＮＯ

適用除外

労働者は

いるか？

ＹＥＳ

ＮＯ

適用除外

１週の労働時間は

20時間未満か？

ＮＯ

適用除外

ＹＥＳ

31日以上の

雇用か？

ＹＥＳ

ＮＯ

適用除外

適用

注）平成28年12月31日までは雇用時65歳以上の者は適用除外となりますが、平成29年１月１日以降は年齢による除外要件は廃止されます。

３　健康保険

事業主と労働者が保険料を支払い、それを財源に病気やけがによる医療費の負担を軽減したり、出産育児に対して一時金を支給するなどの仕組みです。

(1) 適用事業所等

①　適用事業所

常時労働者を１人以上使用する法人事業所は強制適用事業所となります。警備業の場合、個人事業所は強制適用事業所になりません。

②　適用範囲

適用事業所に使用されている人は、国籍・性別・年齢・賃金の額などに関係なく、次の「適用除外」に該当する場合を除いて、すべて適用され、被保険者となります。

○　平成28年９月30日までの適用除外（次のア～ウのいずれかに該当する者）

ア　75歳以上の者（後期高齢者医療の被保険者）

イ　臨時に使用される者

具体的には、次の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者

(ｱ) 日々雇い入れられる者

(ｲ) 臨時に使用される者で、２か月以内の期間を定めて使用される者

(ｳ) 季節的業務（４か月以内）に使用される者

(ｴ) 臨時的事業の事業所(６か月以内)に使用される者

ウ　次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかに該当する者

(ｱ) １日の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間のおおむね４分の３未満である者

(ｲ) １週の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間のおおむね４分の３未満である者

(ｳ) １月の所定労働日数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働日数のおおむね４分の３未満である者

○　平成28年10月１日以降の適用除外（次のア～ウのいずれかに該当する者）

ア　75歳以上の者（後期高齢者医療の被保険者）

イ　臨時に使用される者

具体的には、次の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者

(ｱ) 日々雇い入れられる者

(ｲ) 臨時に使用される者で、２か月以内の期間を定めて使用される者

(ｳ) 季節的業務（４か月以内）に使用される者

(ｴ) 臨時的事業の事業所(６か月以内)に使用される者

ウ　特定適用事業所（※１）に使用される者であって、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当し、かつ、(a)～(d)のいずれかに該当する者

(ｱ) １週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の１週間の所定労働時間の４分の３未満である短時間労働者

(ｲ) その１か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の１か月間の所定労働日数の４分の３未満である短時間労働者

(a) １週間の所定労働時間が20時間未満であること。

(b) 当該事業所に継続して１年以上使用されることが見込まれないこと。

(c) 報酬額が月額８万８千円未満であること。

(d) 高等学校の生徒、大学の学生などであること。

したがって、１週間の所定労働時間及び１か月の所定労働日数が４分の３以上の者は適用されることになります。

※１　通常の労働者（被保険者）の総数が常時500人を超える事業所（平成31年９月30日までの時限措置）

(2) 保険料

健康保険料の支払い者は、事業主と労働者の両者です。

①　保険料率

健康保険の保険者には、全国健康保険協会と健康保険組合の２種類があります。健康保険組合は、その組合員である被保険者の健康保険を管掌しています。これを組合管掌健康保険（以下、組合）といい、単一の企業で設立する組合、同種同業の企業が合同で設立する組合などがあります。この健康保険組合に加入している組合員以外の被保険者の健康保険を管掌するのが全国健康保険協会で、これを全国健康保険協会管掌健康保険（通称「協会けんぽ」）といいます。

協会けんぽの保険料率は都道府県によって異なり、平成28年度は最低が新潟県の97.9/1000（9.79％）、最高が佐賀県の103.3/1000（10.33％）となっており、事業主と労働者で折半します。

②　保険料額

前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になります。しかし、労働者の報酬は残業などによって変動しますので、その都度、計算し直すのは大変な作業になります。そこで４月、５月、６月の３か月間の報酬を平均して保険料計算の基礎となる「標準報酬月額」を７月に決め、９月から翌年８月まで適用することになっています。

この時、３か月間の給与を平均するだけですと１円単位の金額になって作業が煩雑になってしまいます。そのため、たとえば給与が18万５千円以上19万５千円未満の人は誰でも標準報酬月額が19万円というようにキリのよい金額に修正して、実際の保険料を決めています。

この標準報酬月額は、所得に応じて50等級あり、最低の１級は平均報酬が６万３千円未満の人で標準報酬月額は５万８千円です。平均報酬135万５千円以上が最高の50等級となりこれ以上は報酬がいくら高くても標準報酬月額は139万円とみなされます。

実際の保険料額については、毎月20日頃、日本年金機構（年金事務所）から事業所へ「保険料納入告知額通知書」又は「保険料納入告知書」が送付されます。

③　保険料の納付

健康保険・厚生年金保険の保険料の徴収は、日本年金機構（年金事務所）が行うこととされており、事業主は毎月の給与及び賞与から被保険者負担分の保険料を差し引いて、事業主負担分の保険料と併せて、翌月の末日までに納めることになっています。（例えば、４月分保険料の納付期限は５月末日となります。）

保険料を差し引くときは、当月支払う給与から前月の標準報酬月額に係る保険料を差し引くことができ、賞与では、その標準賞与額に係る保険料を当該賞与から差し引くことができます。前記括弧の事例では、５月の給料支払日に４月分の保険料を差し引くことになります。

(3) 事例

いずれの事例も正社員が「１日８時間労働・１週５日（月21日程度）勤務」である場合

①　正社員600人の法人事業所で１日５時間労働、１週６日（月25日程度）勤務、１年ごと更新の労働契約の労働者（63歳）の場合

(ｱ) 平成28年９月30日まで、１日の労働時間が正社員の４分の３未満で、上記９月30日までの除外要件ウの(ｱ)に該当するので、健康保険の適用除外になります。

(ｲ) 平成28年10月１日以降、１週の労働時間が正社員の４分の３以上かつ１か月の労働日数が４分の３以上ですので、10月１日以降の除外要件ウに該当せず、かつ除外要件ア及びイにも該当しないので、健康保険に加入しなければなりません。

②　正社員600人の法人事業所で１日４時間労働、１週４日（月17～19日程度）勤務のアルバイトの場合

(ｱ) 平成28年９月30日まで、１日の労働時間が正社員の４分の３未満で、上記９月30日までの除外要件ウの(ｱ)に該当するので、健康保険の適用除外になります。（１週の労働時間も正社員の４分の３未満ですので(ｲ)にも該当します。）

(ｲ) 平成28年10月１日以降、特定適用事業所の労働者で、１週の労働時間が正社員の４分の３未満ですので、10月１日以降の除外要件ウの(ｱ)に該当し、かつ(a)の20時間未満にも該当するので、健康保険の適用除外になります。

③　法人警備業者がイベント企画業者から受注した博覧会警備業務のために雇用した者（65歳）で、１日８時間・１週５日（月21日程度）勤務の条件で３か月間の雇用契約で雇用した場合

適用除外要件に「臨時的事業の事業所(６か月以内)に使用される者」とありますが、警備業者が博覧会を主催するわけではないので、要件の臨時的事業の事業所に該当しません。そして、正社員と同等の労働時間、労働日数で雇用契約期間が２か月を超えているので、健康保険に加入しなければなりません。

☆　健康保険の適用要件（～平成28年９月30日）（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

75歳

未満か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

１日の労働時間は概ね

４分の３未満か？

臨時

雇用か？

ＹＥＳ

適用除外

ＹＥＳ

ＮＯ

適用除外

１週の労働時間は概ね

４分の３未満か？

適用除外

ＹＥＳ

ＮＯ

１月の労働日数は概ね

４分の３未満か？

適用除外

ＹＥＳ

ＮＯ

適用

☆　健康保険の適用要件（平成28年10月１日～平成31年９月30日）（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

75歳

未満か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

１月の労働日数は

４分の３未満か？

１週の労働時間は

４分の３未満か？

臨時

雇用か？

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

特定適用

事業所か？

適用除外

適用除外

適用

ＮＯ

ＹＥＳ

下記のいずれかに該当するか？

週の労働時間が

20時間未満

継続して１年以上の

使用が見込まれない

報酬額が月額

88,000円未満

大学生

高校生

ＮＯ

適用

ＹＥＳ

適用除外

☆　健康保険の適用要件（平成31年10月１日～）（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

75歳

未満か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

１月の労働日数は

４分の３未満か？

１週の労働時間は

４分の３未満か？

臨時

雇用か？

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

適用除外

適用

下記のいずれかに該当するか？

週の労働時間が

20時間未満

継続して１年以上の

使用が見込まれない

報酬額が月額

88,000円未満

大学生

高校生

ＮＯ

適用

ＹＥＳ

適用除外

４　介護保険

日本に住んでいる人は40歳になると介護保険に加入し、介護保険料を納める義務があります。介護保険の財源は公的な費用と、介護保険加入者の納める介護保険料によって賄われており、介護を必要とする人が介護保険から受ける給付や施設サービスとして受ける際に使われる費用の一部が介護保険料です。

(1) 保険者及び被保険者

①　保険者

市町村及び特別区

②　被保険者

(ｱ) １号被保険者　・・・　65歳以上の者

(ｲ) ２号被保険者　・・・　40歳以上65歳未満の者

(2) 保険料

介護保険料の支払い者は、被保険者の区分により異なり、１号被保険者は本人のみ負担、２号被保険者は労働者と事業主の両者が負担します。

１号被保険者の保険料は、住所地の市町村により異なります。２号被保険者については以下のとおりです。

①　保険料率

２号被保険者の保険料率は健康保険料に介護保険料分として15.8/1000（1.58％）を加算した率が健康保険料率とされ事業主と労働者で折半します。すなわち、都道府県ごとの健康保険料率に1.58%を加算した率を事業主と労働者で折半します。

②　保険料額

前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になり、健康保険と同様に労働者の標準報酬月額が算定の基礎になります。

③　保険料の納付

健康保険料と一体で徴収されます。

☆　介護保険の適用要件（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

健康保険

適用者か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

40歳

以上か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

65歳

未満か？

適用

（事業主負担なし）

（本人負担あり）

ＮＯ

ＹＥＳ

適用

（事業主負担あり）

（本人負担あり）

５　厚生年金保険

厚生年金という年金制度は、国民年金に上乗せする形で存在する年金制度です。労働者が払っている厚生年金保険料は「国民年金部分保険料＋上乗せのある年金部分の保険料」となっており、将来受給できる年金額が大きくなる仕組みです。

(1) 適用事業所

①　適用事業所

常時労働者を１人以上使用する法人事業所は強制適用事業所となります。警備業の場合、個人事業所は強制適用事業所になりません。

②　適用範囲

適用事業所に使用されている人は、国籍・性別・年齢・賃金の額などに関係なく、「適用除外」に該当する場合を除いて、すべて適用され、被保険者となります。

厚生年金保険の適用除外要件は、健康保険の適用除外要件の年齢「75歳以上の者」が「70歳以上の者」となる以外は、健康保険と同様です（平成28年9月30日まで及びそれ以降も健康保険に同じ）。

(2) 保険料

厚生年金保険料の支払い者は、事業主と労働者の両者です。

①　保険料率

健康保険と異なり、全国一律の料率となっていて、平成28年８月分までは178.28/1000（17.828％）となっており、事業主と労働者で折半（それぞれ8.914％）します。なお、保険料率は平成17年９月以降平成29年９月まで毎年９月に引き上げられ、平成28年９月分からは181.82/1000（18.182％）に引き上げられる予定です。

②　保険料額

前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になります。しかし、労働者の報酬は残業などによって変動しますので、その都度、計算し直すのは大変な作業になります。そこで４月、５月、６月の３か月間の報酬を平均して保険料計算の基礎となる「標準報酬月額」を７月に決め、９月から翌年８月まで適用することになっています。

この時、３か月間の給与を平均するだけですと１円単位の金額になって作業が煩雑になってしまいます。そのため、給与が18万５千円以上19万５千円未満の人は誰でも標準報酬月額が19万円というようにキリのよい金額に修正して、実際の保険料を決めています。

この標準報酬月額は、所得に応じて30等級あり、最低の１級は平均報酬が10万１千円未満の人で標準報酬月額は９万８千円です。平均報酬60万５千円以上が最高の30等級となりこれ以上は報酬がいくら高くても標準報酬月額は62万円とみなされます。

③　保険料の納付

健康保険の保険料納付と同様です。

(3) 事例

健康保険の事例を参照ください。

☆　厚生年金保険の適用要件（～平成28年９月30日）（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

70歳

未満か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

１日の労働時間は概ね

４分の３未満か？

臨時

雇用か？

ＹＥＳ

適用除外

ＹＥＳ

ＮＯ

適用除外

１週の労働時間は概ね

４分の３未満か？

適用除外

ＹＥＳ

ＮＯ

１月の労働日数は概ね

４分の３未満か？

適用除外

ＹＥＳ

ＮＯ

適用

☆　厚生年金保険の適用要件（平成28年10月１日～平成31年９月30日）（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

70歳

未満か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

１月の労働日数は

４分の３未満か？

１週の労働時間は

４分の３未満か？

臨時

雇用か？

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

特定適用

事業所か？

適用除外

適用除外

適用

ＮＯ

ＹＥＳ

下記のいずれかに該当するか？

週の労働時間が

20時間未満

継続して１年以上の

使用が見込まれない

報酬額が月額

88,000円未満

大学生

高校生

ＮＯ

適用

ＹＥＳ

適用除外

☆　厚生年金保険の適用要件（平成31年10月１日～）（警備業の場合）

事業所は

法人か？

適用除外

ＮＯ

ＮＯ

ＹＥＳ

70歳

未満か？

適用除外

ＮＯ

ＹＥＳ

労働日数は

４分の３未満か？

労働時間は

４分の３未満か？

臨時

雇用か？

ＮＯ

ＹＥＳ

ＹＥＳ

ＮＯ

適用

ＹＥＳ

適用除外

下記のいずれかに該当するか？

週の労働時間が

20時間未満

継続して１年以上の

使用が見込まれない

報酬額が月額

88,000円未満

大学生

高校生

ＮＯ

適用

ＹＥＳ

適用除外

６　こども子育て拠出金

子ども・子育て拠出金は、子育て支援のために充てられる税金のことで、以前は「児童手当拠出金」という名称でした。社会保険料と一緒に年金事務所（日本年金機構）が徴収していますが、この拠出金の実態は社会保険料ではなく、税金です。

(1) 適用事業所

①　適用事業所

厚生年金が適用される事業所

②　適用範囲

厚生年金に加入するすべての労働者

(2) 保険料

こども子育て拠出金の支払い者は、事業主のみで、労働者の負担はありません。

①　保険料率

1000分の2（0.2％）

②　保険料額

前記保険料率をそれぞれの労働者の報酬にかけたものが実際の保険料になり、厚生年金保険と同様に労働者の標準報酬月額が算定の基礎になります。

③　保険料の納付

厚生年金保険料の納付と同様です。